

介護老人保健施設 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設エスポワール大原（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます）の改定が行われた場合は、新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額10万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 4 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション

(介護予防訪問リハビリテーション)の利用を解除することができます。なおこの場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします(本条第2項の場合も同様とします)。

- 2 身元引受人も前項と同様に訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則基本料金及び、その他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において、自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供を超えると判断された場合。
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為、又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 第3条第3項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、訪問利用をさせることができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された、月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日前後に発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用中に、利用者の心身の状態が急変した場合は、利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し緊急に連絡をし、必要に応じて臨時応急の処置を行うとともに、速やかに利用者の主治医又は、当施設の協力医療機関への連絡を行い、指示を求めます。

(事故発生時の対応)

第10条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に伴い事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、利用者の主治医又は当施設の協力医療機関若しくは、他の専門的医療機関での診察を依頼します。

- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び、保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する訪問ハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、苦情受付窓口担当者に申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設エスポワール大原のご案内（重要事項説明書1）
（2026年8月1日現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 エスポワール大原
- ・開設年月日 2007年10月1日
- ・所在地 千葉県いすみ市日在 2623
- ・電話番号 0470-60-8188 ファックス番号 0470-60-8187
- ・管理者名 明田川 修生
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1254980033号）

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設エスポワール大原の運営方針]

「超高齢化社会を迎えるなかで、エスポワール大原は1人でも多くのお年寄りが、安心と充実の中で日々の生活を送れますことを念願し、療養とリハビリテーションの傍ら、入浴とレクリエーション活動に重点を置き、毎日が楽しく過ごせる様、職員一同お年寄りの人間性を尊重し、きめ細かなお世話をモットーに施設サービスに努めます」

（3）施設の職員体制

- ・医師（管理者） 常勤 1名
- ・看護職員及び介護職員
 - ① 常勤換算にて34名以上を配置し、24名以上の常勤職員を含むものとする。
 - ② 看護職員と介護職員は、およそ2：5の割合で配置するものとする。
 - ③ 通所リハビリテーション専属の職員は、看護職員1人を含む常勤換算4名以上とする。
 - ④ 夜勤体制は、看護職員1名・介護職員4名とする。
- ・理学療法士 常勤換算2名以上
- ・管理栄養士 常勤1名
- ・支援相談員 常勤1名以上
- ・介護支援専門員 常勤1名以上
- ・事務職員 常勤換算3名以上
- ・訪問リハビリテーションの職員体制は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれかの職種のうち常勤（兼務）1名以上とする。
- ・その他 必要に応じて配置

- (4) 入所定員等 ・定員１００名 （うち認知症専門棟４１名）
 ・療養室 個室１２室、４人室２２室
- (5) 通所定員 ４５名

2. サービス内容

- ① 施設入所サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の立案
- ⑤ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 ８時００分～８時３０分
昼食 １２時００分～１２時３０分
夕食 １８時００分～１８時３０分
- ⑥ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低２回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑦ 医学的管理・看護・介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（ご希望の方に実施します）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた、通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他
 ＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 岬病院
住 所 千葉県いすみ市岬町桑田２５３１
- ・名 称 いすみ医療センター
住 所 千葉県いすみ市苧谷１１７７

・協力歯科医療機関

- ・名 称 片倉歯科夷隅診療所
住 所 千葉県いすみ市苧谷１１２９－２
- ・名 称 デンタルハート株式会社・一宮訪問歯科クリニック
住 所 千葉県長生郡長生村七井土１５２１－５１

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は原則として9時より17時までです。1階事務室受付にて備え付けの面会カードにご記入下さい。
- ・ 外出・外泊の際は、サービスステーションに申し出て、外出・外泊簿にご記入下さい。
- ・ 飲酒・喫煙は、原則として館内は禁止させていただきます。
- ・ 火気の取扱いは、禁止です。
- ・ 設備・備品の利用で利用者の責任によって破損等があった場合には、現状の回復または弁償をして頂きます。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、利用者の責任で管理して下さい。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、利用者の責任です。万一紛失・破損等の場合は施設では責任を負いかねますので、ご了承下さい。（原則、持ち込みは禁止とします。）
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、出来ません。必要になった場合は事務所に申し出て下さい。
- ・ ペットの持ち込みは出来ません。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラーは各室、消火器、消火栓は各階に備え付けてあります。
- ・ 防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0470-60-8188）

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

その他苦情等の相談窓口

- * 千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課 苦情処理係
〒263-0016 千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3
電話 043-254-7428
- * いすみ市役所 健康・高齢者支援課
〒289-0004 千葉県いすみ市大原 7400-1
電話 0470-62-1118
- * 御宿町役場 保健福祉課
〒299-5106 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522
電話 0470-68-6716・0470-68-6717

＊ 勝浦市役所 介護健康課・高齢者支援係
〒299-5224 千葉県勝浦市新官 1343-1
電話 0470-73-6615・0470-73-6616

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙 2>

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について（重要事項説明書 2）
（2026年8月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス（介護予防サービス）計画に基づき、在宅での理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持・回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. サービス内容

- ① 基本動作訓練（寝返り・起き上がり・座位・立ち上がり・立位・屋内歩行・屋外歩行
階段昇降）
- ② ADL訓練（食事・更衣・整理・排泄・入浴）
- ③ 関節可動訓練
- ④ 筋力増強訓練
- ⑤ 疼痛治療・管理
- ⑥ 抹消環境の改善
- ⑦ 家庭内訓練・体操指導
- ⑧ 福祉用具利用の助言
- ⑨ 家屋改造の助言
- ⑩ 精神面のサポート
- ⑪ その他、医師が必要とした訓練

4. 営業日及び営業時間

- 1 日曜日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とします。
ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までは除きます。
- 2 営業時間（サービス提供時間）は、午前8時45分から午後17時30分までとします。

5. 通常の事業の実施地域

いすみ市、勝浦市、御宿町、大多喜町、一宮町の区域とします。

6. 利用料金

（1）訪問リハビリテーションの基本料金

◇施設サービス費

（介護保険負担割合が2割の方につきましては2倍、3割の方は3倍の金額となります。）

・訪問リハビリテーション費 308円／回

◇その他加算費用（介護保険負担割合 2 割の方は 2 倍、3 割の方は 3 倍の金額）

- *サービス提供体制加算（Ⅰ） 6 円／回
- *サービス提供体制加算（Ⅱ） 3 円／回
- *短期集中リハビリテーション実施加算 200 円／日
（退院（所）日又は、新たに要介護認定の効力が生じた日から起算して 3 ヶ月以内、週 2 日以上）
- *認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240 円／月
（退院（所）日又は、訪問開始日から起算して 3 ヶ月以内、週 2 日を限度）
- *リハビリテーションマネジメント加算 1（イ） 180 円／月
- *リハビリテーションマネジメント加算 2（ロ） 213 円／月
- *リハビリテーションマネジメント加算 3 270 円／月
（医師が利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得た場合、上記 1・2 に加える）
- *退所時共同指導加算 600 円／回
- *口腔連携強化加算 50 円／回
- *移行支援加算 17 円／日
- *介護職員等处遇改善加算（基本料金＋加算料金）× 1.5 %／月

（2） 介護予防訪問リハビリテーションの基本料金

◇施設サービス費

（介護保険負担割合が 2 割の方につきましては 2 倍、3 割の方は 3 倍の金額となります。）

- ・介護予防訪問リハビリテーション費 298 円／回

◇その他加算費用（介護保険負担割合 2 割の方は 2 倍、3 割の方は 3 倍の金額）

- *サービス提供体制加算（Ⅰ） 6 円／回
- *サービス提供体制加算（Ⅱ） 3 円／回
- *短期集中リハビリテーション実施加算 200 円／日
（退院（所）日又は、新たに要支援認定の効力が生じた日から起算して 3 ヶ月以内、週 2 日以上）
- *退院時共同指導加算 600 円／回
- *口腔連携強化加算 50 円／回
- *介護職員等处遇改善加算（基本料金＋加算料金）× 1.5 %／月

（3） その他の料金

通常の事業の実施地域を越えて訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を行う場合は、実施地域を越える地点から、自宅までの交通費の実費を頂きます。なお自動車を使用した場合は、通常の実施地域を越えて 1 km につき 50 円を頂きます。

7. 利用料金の支払い方法

- ・毎月 10 日前後に、前月分の請求書を発行しますので、その月の 20 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、銀行振込・口座振替の 2 方法があります。ご契約時にお選びください。

8. 要望及び苦情等の相談

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）のご利用にあたりまして、要望や苦情などございましたら、相談・苦情受付窓口担当者にご連絡下さい。速やかに対応いたします。

相談・苦情受付窓口担当者	事務部・事務長
	リハビリテーション課・責任者
電話番号	0470-60-8188
FAX番号	0470-60-8187

* 苦情等を申し立てたことにより、これを理由としていかなる不利益、不公平な処遇もいたしません。

<別紙3>

個人情報の利用目的（重要事項説明書3）

（2026年8月1日現在）

介護老人保健施設エスポワール大原では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

利用同意書

介護老人保健施設エスポワール大原の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用するにあたり、介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

西暦 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設エスポワール大原
理事長 作田 美緒子 殿

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	

【本約款第９条の緊急時及び、第１０条３項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	